

会員継続届出書 兼 規約貯金払戻請求書

一般社団法人 鹿児島県教職員共助会理事長 様

退職に伴う継続会員移行のための清算をお願いします。

- ① 現職中の生業資金の清算
- ② 継続会費の収納（100万円）
- ③ 規約貯金の継続処理、解約払戻
- ④ 貸付金の清算（充当）

提出日

2000年00月00日

退職時の勤務校名	鹿児島市立 共助小学校				2000年 00月00日 退職（予定）						
フリガナ	キョウジョ タロウ										
会員名	共助 太郎				会員コード	7	6	5	4	3	8
退職後の住所電話番号	〒(892-00XX) 電話(099)-(123)-(4567) 鹿児島市 共助町 00-00-00										
縁故者 (同居者以外の方 をご記入下さい)	氏名	続柄	住所				電話番号				
	共助 二郎	弟	鹿屋市共町1-2-3				(0994) (40)-(1234)				
規約貯金の継続利用	<input type="checkbox"/> 利用する（※残高10万円以上）					<input checked="" type="checkbox"/> 利用しない					
生命保険の団体取扱い継続 右の生命保険会社で共助会の団体取扱いを継続希望される場合、全部か一部を <input checked="" type="checkbox"/> してください。	アフラック生命		<input checked="" type="checkbox"/> 全部				<input type="checkbox"/> 一部				
	明治安田生命		<input type="checkbox"/> 全部				<input type="checkbox"/> 一部				
	メットライフ生命		<input type="checkbox"/> 全部				<input type="checkbox"/> 一部				

《記入上の注意》

- ① 上記の太線枠のみご記入ください。
- ② スタンプ式印鑑（シャチハタ等）は不可です。
- ③ 規約貯金の継続利用欄の利用するにマークがあっても残高が10万円に満たない場合は、「利用しない」で処理します。

《清算金について》

- ① 共助会に登録されている口座に振り込みます。
- ② 口座登録してない方については、共助会から問い合わせをする場合があります。
- ③ 継続会員への移行手続きが完了しましたら、『継続会員会費領収証書』を発送いたします。

※記載内容については、鹿児島県教職員共助会個人情報保護規定に基づき使用します。

【共助会記入欄】

規約貯金解約払戻額 清算 充当 (円)

チェック	1 会費 2 貯金 3 貸付	金額				
	4 会費不足	充当日	※継続移行処理前に貸付充当時のみ記入			
受付日		理事長	専務	常務	部長	係
処理日						